

告 示

埼玉県東松山県土整備事務所長告示第十六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十八年十一月一日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県東松山県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十八年十一月一日

埼玉県東松山県土整備事務所長 森 田 好 一

<p>路 線 名</p>	<p>二百五十四号</p>
<p>供用開始の区間</p>	<p>東松山市大字新郷四八一番一 地先から同市大字新郷五七六番一 地先まで</p>
<p>供用開始の期日</p>	<p>平成二十八年十一月一日</p>
<p>備 考</p>	<p>平成二十六年九月十二日付 け埼玉県東松山県土整備事 務所長告示第五号で告示し た道路予定区域の供用開始 である。延長二〇・〇〇メ ートル。</p>